

＜除染仮置場の防災対策について＞

除染仮置場にあるフレコンバックが自然災害（大雨、洪水、土砂災害）などで流出する可能性は。その場合の対策は。

○柵葉町除染仮置場の現状について

現在柵葉町内においては除染廃棄物仮置場が23箇所設置されている。

平成28年12月末現在の除染廃棄物量は562,520袋

（可燃性廃棄物 188,751袋、不燃性廃棄物 373,769袋）

現在、波倉地区に整備した減容化施設（焼却施設）の供用によって、可燃性の廃棄物を運搬し焼却処理している。（2年半で可燃性廃棄物は処理が終了する予定）

○柵葉町で想定される災害危険（ハザードマップ）について

町内に設置されている除染仮置場の設置箇所について

①津波浸水範囲内の仮置場（6箇所）※東日本大震災時に津波が浸水した範囲
波倉、下井出、北田（金堂地）、北田（大道下）、前原、山田浜

②土砂災害危険箇所範囲内の仮置場（1箇所）

（土石流危険渓流、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所 等）
北田（金堂地）

③洪水災害範囲内の仮置場（4箇所）

- ・浸水深が5.0m未満（2階の軒下まで浸水する程度） 前原
- ・浸水深が2.0m未満（1階の軒下まで浸水する程度） 北田（金堂地）
- ・浸水深が1.0m未満（大人の腰までつかる程度） 下小塙（清水）
- ・浸水深が0.5m未満（大人の膝までつかる程度） 上小塙

○災害時における除染仮置場（フレコンバック）への対応について

異常気象発生後における点検等対応については、国が定める緊急点検の基準を超えた場合、仮置場等の緊急点検を実施することとなっている。

項目	基準
豪雨	直近の気象観測所における降雨量60mm/24時間または40mm/hを超えた場合
強風	直近の気象観測所における最大風速が20m/秒を超えた場合
地震	仮置場等設置市町村の震度が4以上の場合
その他	その他、緊急点検の必要があると認められた場合

【参考】（環境省が仮置場を計画する上での高さ基準）

除染仮置場の設置時における浸水等の基準として、小名浜観測所における過去5年間の最大降雨量を基に浸水しない高さを計画高とし設置している。

除染・廃棄物等仮置場位置図

